



保育園等を利用するにあたって

保育園等は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって一定時間の保育を行う施設です。保育園等の利用を希望する場合は、保育の必要性についての給付認定を受ける必要があります。

給付認定の区分

給付認定は、お子さんの年齢や保育を必要とする事由（保護者の就労状況等）に応じて3つの認定区分に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対象	利用できる主な施設
1号認定（教育標準時間認定）※	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望
2号認定（保育認定）		下表の「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望
3号認定（保育認定）	満3歳未満	幼稚園、認定こども園 保育園、認定こども園

※1号認定の入園案内については、とりやの子ども園または役場子育て支援室（行政サービス庁舎）で受け取れます。

保育の必要量の区分（保育時間）

保育認定（2号・3号）を受ける人は、「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、基本的な保育時間は8時間です。

標準時間認定であっても、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。

《利用のイメージ》 ★開所時間など時間の設定は施設ごとで異なります。

公立・私立 ※	7時	8時	8時30分	16時	16時30分	18時	19時
【保育標準時間】	通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間～11時間）					延長保育	
公立	7時	8時		16時		18時	19時
【保育短時間】	延長保育		通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間まで）			延長保育	
私立	7時	8時30分		16時30分		18時	19時
【保育短時間】	延長保育		通常保育（利用可能時間：1日あたり8時間まで）			延長保育	

※「保育標準時間」認定を受けられる場合でも、祖父母の協力が得られるなど、ご希望の場合は「保育短時間」での利用が可能です。
「保育標準時間」…フルタイム就労等を想定 「保育短時間」…パートタイム就労等を想定

保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号）は、保護者（父母ともに）が下記の事由に該当する場合に限り受けることができます。事由に該当しなくなった場合はその時点までの利用となります。

保育を必要とする事由		事由を証明する書類
①就労 (月48時間以上)	日常の家事以外の仕事をしている場合	就労証明書、自家営業等就労申立書
②疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	診断書（保育が困難なことがわかるもの）、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
③介護等	常時、介護・看護を要する親族がいる場合	
④災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	り災証明書等
⑤求職活動 ※	求職活動を継続的に行っている場合 (仕事をする意志がある場合に限る)	求職中の入園申込誓約書、 求職活動支援機関等利用証明書
⑥就学	学校または職業訓練校に通学している場合	在学証明書（学生証）、 カリキュラム等受講状況のわかるもの
⑦育休取得中	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがおり、継続して利用が必要な場合	就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
⑧妊娠・出産 ※	妊娠中であるか出産後間もない場合	母子健康手帳の写し（出産予定日、母氏名記載のページ）
⑨その他	上記に類するものとして町が認める場合	個別にご相談ください

※ 認定期間に制限があります。⑤求職活動…最長90日間 ⑧妊娠・出産…産前8週の月初日から産後8週の月末まで

利用の申し込み

提出書類をもとに、給付認定（新規利用の方のみ）および入園の可否を決定します。

4/1 入園の方には令和 4 年度中に支給認定証・入所承諾書を送付予定です。4/1 以降に入園の方には、入園時期が近づいてきましたら送付いたします。

申し込み後に、入園の中止や申込内容に変更があった場合は、速やかに役場子育て支援室までご連絡ください。

町内保育園等の利用を希望する場合

保育園等で「令和 5 年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、必要書類を添えて保育園等へ直接お申し込みください。

町外保育園等の利用を希望する場合

※原則、保護者の勤務地の都合や里帰り出産による場合

申し込み前に施設側の了解を得たうえで、役場子育て支援室で「令和 5 年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」を受け取り、役場子育て支援室へ必要書類を添えてお申し込みください。

必要書類

- ①令和 5 年度教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ②保育を必要とする事由を証明する書類 *該当する書類は前ページでご確認ください
- ③個人番号通知カード ※R5.4.1 から新規に入園される方のみ…保護者（父母）及び入園児童分
- ④提出者の本人確認書類（運転免許証など）



申込受付期間：令和 4 年 11 月 1 日（火）～11 月 30 日（水）【期間厳守】

年度途中からの利用を希望される場合は、希望する施設へその旨お知らせください。ただし、定員等の都合でご希望にそえないことがあります。

中能登町の保育園等

施設名	住所	電話番号
私立（幼保連携型認定こども園）		
とりやの子ども園	春木 11 部 38 番地	74-0135
公立（保育園）		
たんぼぼ保育園	春木 3 部 18 番地 1	74-2054
こすもす保育園	良川た部 3 番地	74-2051
あおば保育園	二宮力部 58 番地	76-8181
つくし保育園	水白 19 部 1 番地 1	77-8181
さくら保育園	能登部下 46 部 1 番地 1	72-8000

幼保連携型

認定こども園とは…

幼児教育（1号認定）と保育（2号・3号認定）の幼稚園機能と保育園機能を併せもった施設です。入園案内はとりやの子ども園または役場子育て支援室で受け取れます。

保育事業の内容（2号・3号）

町内保育園等で実施している保育事業の内容は次のとおりです。

保育内容		とりやの子ども園（私立）※保育認定	中能登町立保育園（公立）	
入園年齢		生後 2 ヶ月（産休明け）から入園できます。		
保育区分	標準時間	通常保育	【平日】 7:00～18:00 【土曜】 7:00～12:00	【平日】 7:00～18:00 【土曜】 7:00～12:00
		延長保育※	【平日】 18:00～19:00	【平日】 18:00～19:00
	短時間	通常保育	【平日】 8:30～16:30 【土曜】 8:30～12:00	【平日】 8:00～16:00 【土曜】 8:00～12:00
		延長保育※	【平日】 7:00～ 8:30 16:30～19:00	【平日】 7:00～ 8:00 16:00～19:00
土曜午後保育（予約制）		12:00～18:00	12:00～18:00	
病児保育		無料（在園児のみ） ※体調不良児型、病後児型	2,000 円 ※病後児型	
休日保育		無料（在園児のみ）	なし	
一時保育		日額 2,000 円、半日額 1,000 円 （日額利用のみ食事代 220 円が別途かかります）	日額 2,000 円、半日額 1,000 円	
健やかふれあい保育（障がい児保育）		各関係機関との連携を持ちながら、専任スタッフを配置して、一人ひとりにあった発達を促していきます。	関係機関の助言のもと、適切な保育に努めています。	
子育て支援事業		入園前の家庭での子育てを支援するため、相談受付や育児教室等を開催しています。		
マイ保育園事業		お気軽にご利用ください。		

※延長保育の利用料は【短時間通常保育の前後（～18:00）】50円/30分、【18:00～19:00】100円/30分
月額払いの場合は、私立30分・15日以上1,500円、1時間・15日以上3,000円。公立3,000円。

保育料について

※R4.11.1 時点

保育料は、父母の町民税額（転入してきた方は前住所地での市区町村民税額）に基づいて算定されます。ただし、祖父母等の同居親族が生計の中心（家計の主宰者）である場合は、その課税額を含めて算定することがあります。保育標準時間、保育短時間を超える保育を利用する場合は、下記保育料とは別に延長保育料が発生します。

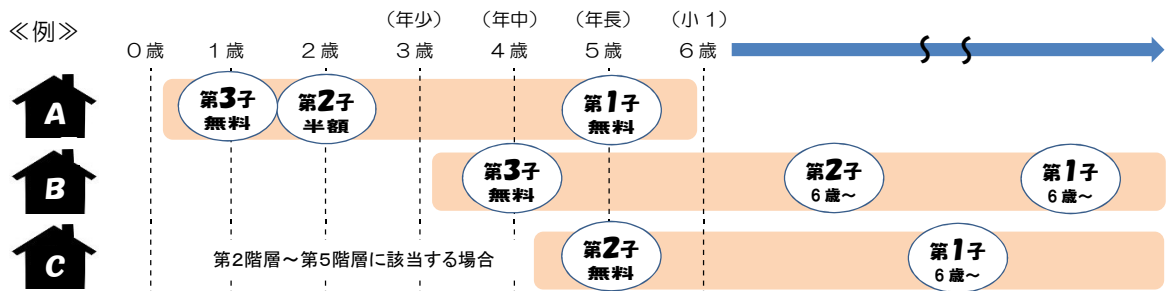
世帯の階層区分 【保育認定（2・3号）】		保育時間	月額保育料（年齢は4/1現在の満年齢で区分）	
			3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護世帯	標準時間	0円	0円 ※令和元年10月 から無償化されま した
		短時間	0円	
第2階層	町民税非課税世帯	標準時間	0円	
		短時間	0円	
第3階層	町民税均等割のみ課税世帯 及び 町民税所得割課税額 48,600円未満	標準時間	18,000円	
		短時間	17,300円	
第4階層	町民税所得割課税額 97,000円未満	標準時間	24,000円	
		短時間	23,100円	
第5階層	町民税所得割課税額 169,000円未満	標準時間	30,000円	
		短時間	28,900円	
第6階層	町民税所得割課税額 301,000円未満	標準時間	34,000円	
		短時間	32,600円	
第7階層	町民税所得割課税額 301,000円以上	標準時間	35,000円	
		短時間	33,300円	

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等で第2階層～第4階層の方に該当する場合、第3階層は1,000円を差し引いた半額、第4階層は9,000円になります。

※令和元年10月から3歳児クラス以上について保育料は無料となりました。それに伴い、今まで保育料に含まれていた副食費（おかず代）について別途徴収することになりました。ただし、第4階層までは副食費は免除、第5階層以上の第2子以降は町から最大4,500円補助されます（町から施設に直接補助するため、保護者が施設に支払う必要はありません）。

兄弟がいる場合の保育料

同一世帯で2人以上の児童が同時に入園する場合、2人目の児童は該当する保育料階層の半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります（例：A）。また、同一世帯で生計を一にしている子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもから数えて3人目以降の児童の保育料は無料となります（例：B）。なお、上記保育料階層表で第2階層～第5階層に該当し、同一世帯で生計を一にしている子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもから数えて2人目の児童の保育料は無料となります（例：C）。



※例：Aの場合でも第2階層～第5階層に該当するとき、第2子は無料になります。

保育料及び副食費の切り替え時期

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度（R4年度）の町民税に基づく保育料・副食費					当年度（R5年度）の町民税に基づく保育料・副食費						

保育料及び副食費のお知らせは、毎年4月と9月の予定です。9月分から算定基準年度が切り替わります。ただし、制度の改正等により、算定基準年度および算定時期が変わる場合があります。

保育料及び副食費の納付先

入園先により保育料及び副食費の納付方法が異なります。

入園先	保育料納付先	副食費納付先	納付方法
町内保育園	中能登町	中能登町	毎月末日に口座振替
町外私立保育園		町外私立保育園	
町外公立保育園	保育園がある市町村		各市町村の定める納入方法
認定こども園	施設へ直接		施設へおたずねください

～ お問い合わせ先 ～

★町内各保育施設（連絡先は前頁）

★役場子育て支援室（行政サービス課）

TEL 72-3134

申請書の記入例

- ◎黒いボールペンまたは黒インクではっきり書いてください。消えるインクを使用したペンでの記入はしないでください。
- ◎修正箇所は二重線を引いて訂正印を押してください。修正ペン・修正テープは使用しないでください。
- ◎記入漏れ・押印漏れがないように再度確認をお願いします。

令和5年度 教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書

中能登町長 殿 番地・アパート・部屋番号まで記入 令和 **XX** 年 **XX** 月 **XX** 日

保護者住所 中能登町 ●● **XX部 ▲▲番地** 押印不要

氏名 **中能登 太郎** 児童との続柄 (父・母) 父

継続入園…前年度も同じ園に通園の場合

次のとおり、保育園等の入園及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定を申請します。

申請児童	氏名及び生年月日 <small>(ふりがな) なかの いちろう</small> 中能登 一郎 生年月日：平成・令和 XX 年 XX 月 XX 日		個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入園→下欄に個人番号を記入 <input type="checkbox"/> 継続入園→個人番号の変更(有・無) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		性別 男 ・女 (第 3 子)	年齢 0 歳児 R5.4.1 現在
	支給認定者番号 (XXXX) *既に認定を受けている場合に記入				障害または療育手帳 (有・ 無)	
保育の希望 (いずれかに○)	有	保護者の労働等の理由により、保育園又は認定こども園(保育機能部分)での保育の利用を希望				
	無	認定こども園等(幼稚園機能部分)での教育の利用を希望(保育との併願を除く)				
利用を希望する施設名	第1希望	●●●● 保育園 (希望理由： 自宅から近いため)				
	第2希望	■●■ 認定こども園 (希望理由： 母の職場から近いため)				
利用希望期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日					
希望する利用時間	平日	8時00分~17時00分		土曜日	8時00分~12時00分	
	希望する保育必要量			<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間(11時間) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間)		

✦児童の家庭の状況✦ (父母は単身赴任等で別居の場合も記入)

	続柄	氏名	生年月日		年齢	勤務先又は学校名等	R4.1.1の住民登録地
			個人番号 ※新規のみ				
児童の世帯員 (申請児童本人を除く)	父	中能登 太郎 (昭和XX年XX月XX日生)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規→下欄に個人番号を記入 <input type="checkbox"/> 継続→番号の変更(有・無)	32	●●株式会社	町内 ・町外	
	母	中能登 花子 (昭和XX年XX月XX日生)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規→下欄に個人番号を記入 <input type="checkbox"/> 継続→番号の変更(有・無)	29	スーパー▲▲	町内・ 町外 金沢市	
	姉	中能登 夢子 (平成XX年XX月XX日生)		9	■●小学校	町内 ・町外	
	兄	中能登 良男 (平成XX年XX月XX日生)		5	●●●●園	町内 ・町外	
	祖父	中能登 松雄 (昭和XX年XX月XX日生)		69	無職	町内 ・町外	
	祖母	中能登 竹子 (昭和XX年XX月XX日生)		62	無職	町内 ・町外	
			年 月 日			町内・町外	
保育料減免適用確認欄	該当(しない・ する)		<input type="checkbox"/> ひとり親(離婚・死別・未婚) <input type="checkbox"/> 里親 <input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯(氏名： 竹子 児童との続柄： 祖母)				
連絡先	自宅： XX-XXXX 携帯(父)： XXX-XXXX-XXXX 携帯(母)： XXX-XXXX-XXXX						

✦保育を必要とする理由✦ (保育の希望「有」の場合) いずれかひとつにチェック

保護者	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休取得中 <input type="checkbox"/> その他(具体)	保育を必要とする書類を添付してください
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定日：令和 年 月 日頃) *産後の予定(育休・仕事復帰・その他) <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休取得中 <input type="checkbox"/> その他()	

✦個人情報等の提供に当たっての同意欄✦

中能登町が「中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例第2条第2項」に基づき、施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定事務手続きに限って地方税関係情報(同一世帯者含む)の取得および、世帯情報の閲覧、またその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

同意者(保護者)署名 **中能登 太郎**

押印不要